

令和7年第3回玉東町議会定例会会議録

令和7年9月16日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年9月16日午前10時00分招集
2. 令和7年9月17日午前10時01分開議
3. 令和7年9月17日午後1時06分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健こども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸	代表監査委員	北島 義文

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

10. 議事日程

日程第1	認定第1号	令和6年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	認定第2号	令和6年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	認定第3号	令和6年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	認定第4号	令和6年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	認定第5号	令和6年度玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	認定第6号	令和6年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第7号 令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第8号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計決算認定について

日程第9 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

2番 功 刀 圭 一

3番 大 城 戸 廣 澄

開議 午前10時01分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 認定第1号 令和6年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 令和6年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 令和6年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 令和6年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第5号 令和6年度玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第6号 令和6年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第7号 令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第8号 令和6年度玉東町簡易水道事業会計決算認定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、認定第1号「令和6年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第8、認定第8号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計決算認定について」までの8議案を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者、大城戸雅昭君。

○会計管理者（大城戸雅昭君） おはようございます。町議会の貴重な時間をいただき御説明をさせていただきます。長時間になりますが、できるだけ早く説明を終わりたいと思っております。急ぎ足になりますが、しばらくの間よろしく願いいたします。

まず配付資料の確認をいたします。

一般会計から特別会計の決算書が、認定第1号から7号までと、認定第8号の簡易水道事業会計決算書が合わせて8冊このようにございます。それと一般会計から特別会計その他まで、インデックスを付けております決算概要説明書が1冊、最後にA4横綴じで財産に関する調書が1冊配付されております。御確認をいただき、お手元に御用意ください。

本日は最初に、一般会計、特別会計、簡易水道事業会計の決算書を御説明します。次に、決算概要説明書で、一般会計、特別会計の増減の大きかったものについて御説明をいたします。最後に財産に関する調書を説明して終わりといいたしたいと思います。

また、読み上げる事項及び金額がありますが、本日読み上げた内容と決算書などの資料の内容が異なる場合は、資料の内容が正解となりますので、御了承をよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号から第8号までを一括して御提案いたします。

まず認定第1号、令和6年度玉東町一般会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、表の一番上の行の左から款・項・予算現額・調定額・収入済額・不納欠損額・収入未済額の順に並んでおります。款の名称と収入済額を読み上げます。

1款、町税5億9,728万2,366円、2款、地方譲与税3,040万円、3款、利子割交付金16万円、4款、配当割交付金192万1,000円、5款、株式等譲与所得割交付金324万9,000円、6款、法人事業税交付金607万円、7款、地方消費税交付金1億2,126万6,000円、8款、環境性能割交付金333万1,000円、9款、地方特例交付金2,621万8,000円、10款、地方交付税16億2,762万3,000円、11款、交通安全対策特別交付金52万3,000円、12款、分担金及び負担金829万2,676円、13款、使用料及び手数料8,386万4,020円。

次に、3ページと4ページです。14款、国庫支出金8億8,335万1,362円、15款、県支出金2億4,267万8,053円、16款、財産収入1,956万9,756円、17款、寄附金11億4,206万7,000円、18款、繰入金11億799万7,500円、19款、繰越金2億4,779万4,317円、20款、諸収入4,644万2,223円、21款、町債3億1,499万6,000円。

歳入合計です。予算現額66億7,574万5,000円、調定額65億7,120万8,606円、収入済額65億1,509万6,273円、不納欠損額63万4,088円、収入未済額5,547万8,245円、予算現額と収入済額との比較1億6,064万8,727円です。

次に、5ページと6ページです。次に歳出でございますが、款・項・予算現額・支出済額・翌年度繰越額・不用額の順に並んでいます。款の名称と支出済額を読み上げます。

1款、議会費6,448万6,397円、2款、総務費27億9,145万4,577円、3款、民生費12億1,824万7,749円、4款、衛生費4億3,753万3,013円、6款、農林水産業費1億2,661万8,433円、7款、商工費5,775万7,599円、8款、土木費4億322万6,334円、9款、消防費2億1,014万7,185円、10款、教育費5億3,709万7,839円。

次に、7ページと8ページです。11款、災害復旧費582万7,700円、12款、公債費2億3,195万9,190円、14款、予備費0円です。

歳出合計です。予算現額66億7,574万5,000円、支出済額60億8,435万6,016円、翌年度繰越額1億7305万8,000円、不用額4億1,833万984円、予算現額と支出済額との比較5億9,138万8,984円、歳入歳出差引残額4億3,074万257円、内基金繰入額2億円。令和7年9月16日提出、玉東町長。

そのあとのページは歳入歳出事項別明細書になりますが、増減の大きかったものについては、決算概要説明書のほうで御説明いたしますので省略します。

次に、最後のページの1ページ前まで飛びます。147ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額65億1,509万6,273円、2、歳出総額60億8,435万6,016円、3、歳入歳出差引額4億3,074万257円、4、翌年度へ繰り越すべき財源（2）、繰越明許費繰越額7,665万7,000円、5、実

質収支額 3 億5,408万3,257円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 2 億円です。

右側のページ、148ページをご覧ください。消費税の地方消費税収の市町村交付額7,382万2,000円の用途を明確にするため、社会福祉費の財源として後期高齢者医療費の経費 1 億2,196万1,000円に充当した表を決算書に添付しております。

一般会計歳入歳出決算書の御説明は以上です。

次に、国民健康保険特別会計です。

認定第2号、令和6年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、歳入合計を読み上げます。歳入合計です。予算現額 8 億2,794万円、調定額 7 億7,314万2,375円、収入済額 7 億5,795万6,776円、不納欠損額22万3,800円、収入未済額1,496万1,799円、予算現額と収入済額との比較、6,998万3,224円です。

次に、3ページと4ページです。次に、歳出でございますが、歳出合計を読み上げます。歳出合計、予算現額 8 億2,794万円、支出済額 7 億722万5,949円、翌年度繰越額 0 円、不用額 1 億2,071万4,051円、予算現額と支出済額との比較、1 億2,071万4,051円。

歳入歳出差引残額5,073万827円、内基金繰入額は0円です。令和7年9月16日提出、玉東町長。

そのあとのページは歳入歳出事項別明細ですが、説明を省略します。

次に、最後のページまで飛びます。21ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額 7 億5,795万6,776円、2、歳出総額 7 億722万5,949円、3、歳入歳出差引額 5,073万827円、5、実質収支額5,073万827円、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上です。

次に、木葉財産区特別会計です。

認定第3号、令和6年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、歳入合計を読み上げます。歳入合計、予算現額834万7,000円、調定額845万9,622円、収入済額845万9,622円、不納欠損額 0 円、収入未済額 0 円、予算現額と収入済額との比較、マイナス11万2,622円です。

次に、3ページと4ページです。次に歳出でございますが、歳出合計を読み上げます。歳出合計、予算現額834万7,000円、支出済額674万4,545円、翌年度繰越額 0 円、不用額160万2,455円、予算現額と支出済額との比較160万2,455円、歳入歳出差引残額171万5,077円、内基金繰入金 0 円。令和7年9月16日提出、玉東町長。

このあとのページは同じく歳入歳出事項別明細ですが、説明は省略します。

次に最後のページまで飛びます。9ページ、実質収支に関する調書です。1、歳入総額845万9,622円、2、歳出総額674万4,545円、3、歳入歳出差引額171万5,077円、5、実質収支額171万5,077円、木葉財産区特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上になります。

次に、介護保険特別会計です。認定第4号、令和6年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、歳入合計を読み上げます。歳入合計、予算現額8億2,100万6,000円、調定額7億9,577万1,757円、収入済額7億9,535万6,761円、不納欠損額8万4,960円、収入未済額33万36円、予算現額と収入済額との比較2,564万9,239円です。

次に、3ページと4ページです。次に歳出でございますが、歳出合計を読み上げます。歳出合計、予算現額8億2,100万6,000円、支出済額7億7,034万6,053円、翌年度繰越額0円、不用額5,065万9,947円、予算現額と支出済額との比較5,065万9,947円、歳入歳出差引残額2,501万708円、内基金繰入額0円、令和7年9月16日提出、玉東町長。

そのあとのページは歳入歳出事項別明細書ですが、説明は省略します。

次に、最後のページまで飛びます。33ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額7億9,535万6,761円、2、歳出総額7億7,034万6,053円、3、歳入歳出差引額2,501万708円、5、実質収支額2,501万708円、介護保険特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上になります。

次に、土地取得特別会計です。認定第5号、令和6年度玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、歳入合計を読み上げます。歳入合計、予算現額2,200万円、調定額2,191万9,632円、収入済額2,191万9,632円、不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較8万368円です。

次に、3ページと4ページです。次に歳出でございますが、歳出合計を読み上げます。歳出合計、予算現額2,200万円、支出済額2,191万9,632円、翌年度繰越額0円、不用額8万368円、予算現額と支出済額との比較8万368円歳入歳出差引残額0円、内基金繰入額0円です。令和7年9月16日提出、玉東町長。

そのあとのページにつきましては、同じく省略をいたします。

最後のページまで飛びます。9ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額2,191万9,632円、2、歳出総額2,191万9,632円、3、歳入歳出差引額0円、5、実質収支額0円、土地取得特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上になります。

次に、宅地開発特別会計です。

認定第6号、令和6年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、歳入合計を読み上げます。歳入合計、予算現額が2,981万6,000円、調定額2,981万6,000円、収入済額2,981万6,000円、不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較0円です。

次に、3ページと4ページです。次に歳出でございますが、歳出合計を読み上げます。歳出合計、予算現額2,981万6,000円、支出済額901万2,000円、翌年度繰越額2,030万4,000円、不用額50万円、予算現額と支出済額との比較2,080万4,000円、歳入歳出差引残額2,080万4,000円、内基金

繰入額0円、令和7年9月16日提出、玉東町長。

そのあとのページにつきましては同じく省略をいたします。

次に、最後のページまで飛びます。9ページ、実質収支に関する調書です。

1、歳入総額2,981万6,000円、2、歳出総額901万2,000円、3、歳入歳出差引額2,080万4,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額2,030万4,000円、5、実質収支額50万円、宅地開発特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上になります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

認定第7号、令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、歳入合計を読み上げます。歳入合計、予算現額1億1,260万9,000円、調定額1億650万6,198円、収入済額1億583万6,598円、不納欠損額21万3,800円、収入未済額45万5,800円、予算現額と収入済額との比較577万2,402円です。

次に、3ページと4ページです。次に、歳出でございますが、歳出合計を読み上げます。歳出合計、予算現額1億1,160万9,000円、支出済額1億583万6,598円、翌年度繰越額0円、不用額577万2,402円、予算現額と支出済額の比較577万2,402円、歳入歳出差引残額0円、内基金繰入額0円。令和7年9月16日提出、玉東町長。

そのあとのページにつきましては、同じく説明を省略します。

次に、最後のページまで飛びます。13ページ、実質収支に関する調書です。1、歳入総額1億538万6,598円、2、歳出総額1億583万6,598円、3、歳入歳出差引額0円、5、実質収支額0円、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の御説明は以上です。

次に、簡易水道事業会計決算書です。

簡易水道事業会計決算書です。

認定第8号、令和6年度玉東町簡易水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

1ページです。まず（1）収益的収入及び支出になります。上段の収入の表の一番上の行、第1款、水道事業収益の決算額が1億1,849万5,447円です。下段、支出の表の一番上の行、第1款、水道事業費用の決算額が1億2,533万5,725円です。

下のページ、2ページをご覧ください。次に（2）資本的収入及び支出ですが、上段、収入の表の一番上の行、第1款、資本的収入の決算額が2,698万6,000円です。下段、支出の表の一番上の行、第1款、資本的支出の決算額が5,103万7,141円です。令和7年9月16日提出、玉東町長。

3ページをご覧ください。3ページと4ページは事業損益計算書です。

一番下の行ですね、6、特別損失の当年度未処理欠損金が651万2,669円になっております。

続きまして、5ページをお願いします。5ページは事業余剰金計算書です。

続きまして、6ページは事業欠損金処理計算書、案になります。

3、4ページの事業損益計算書の当該年度未処理欠損額が651万2,669円となっておりまして、表の中ほどに、議会の議決による処理額とあります。0円が並んでおりますが、令和6年度未処理欠損金を651万2,669円のまま繰越をする案になります。

続きまして、7ページをご覧ください。1枚めくってください。7ページから12ページは事業貸借対照表です。

飛びまして13ページをお願いします。13ページから先は時間の都合上、説明は省略いたしますが、事業報告書、事業キャッシュフロー計算書、事業収益費用明細書、事業固定資産明細書、事業企業債明細書が添付されております。簡易水道事業会計決算書の御説明は以上になります。

次に、決算概要説明書を説明します。タグの付いております冊子を御用意ください。

この冊子では、令和5年度との決算額に比較により、令和6年度決算の増減に大きく影響した主なものについて御説明をいたします。

令和6年度決算概要説明書を御用意ください。

決算概要説明書にはインデックスを貼っておりまして、一般会計、特別会計、その他と⑧までインデックスのほうに記しております。またこの冊子では、簡易水道事業以外のすべての会計とその他において通しでページを付けておりますので、御確認をお願いします。

御確認ができましたら1ページをお開きください。

それでは、令和6年度①一般会計決算の概要について御説明いたします。

2ページをお願いします。2ページ、一般会計の歳入です。上のほうの1款、町税の主な要因です。1項の町民税、1,407万6,000円減、2項の固定資産税、1,017万3,000円減。

一番下の7款、1項、1目、地方消費税交付金、850万5,000円増。

右側3ページ、上のほうの9款、1項、1目、地方特例交付金、2,081万1,000円増。

その下、10款、地方交付税の主な要因です。普通交付税、7,392万6,000円増、特別交付税、2,994万3,000円減。

飛びまして5ページになります。中ほどの14款、国庫支出金の主な要因です。めくりまして次のページ、6ページになります。上のほうです。2項、1目、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、1億9,704万1,000円の増になります。

右のページ、7ページ中ほどです。15款、県支出金の主な要因になります。次のページで8ページになります。中ほど、2項、1目、熊本地震復興基金交付金、5,031万2,000円減、2行下の物価高騰対応生活者支援交付金、2,691万9,000円の減です。

1枚めくりまして10ページになります。下のほうの財産収入の主な要因になります。右のページの11ページ中ほど、2項、1目、不動産売却収入、1,002万9,000円増になります。その下、17款、寄附金の主な要因です。1項、3目、ふるさと納税寄附金のうちふるさと納税寄附金、1億8,706万1,000円増、企業版ふるさと納税寄附金、410万円減、その下、18款、繰入金の主な要因になります。

1枚めくって12ページになります。12ページ上のほうですね、2項、1目、財政調整基金繰入金、2,000万円増、2項、3目、町有施設整備基金繰入金、2億6,136万2,000円減、2項、12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金、1億6,089万5,000円増。

1枚めくって14ページになります。中ほど18款、基金繰入金の主な要因です。1項、4目、教育債のうち公共施設等適正管理推進事業債、1,340万円増、学校教育施設等整備事業債5,450万円

増、緊急防災・減災事業債、5,810万円増、一番下です。歳入合計です。本年度決算額65億1,509万6,000円、比較の4億8,264万8,000円の増になります。

1枚めくりまして16ページになります。一般会計の歳出になります。上のほうで2款、総務費の主な要因になります。

1枚めくって18ページをお願いします。中ほど、一般管理費給与事業のうち退職手当組合負担金2,881万7,000円の増になります。

1枚めくりまして20ページです。上のほうです。財産管理費事業のうち、下の工事請負費の議会トイレ改修工事、935万円増、減債基金積立金、925万4,000円の増になります。右のページ、21ページになります。上のほうで、新庁舎建設事業のうち、設計・監理委託料の合計、2,350万円が減になります。中ほどで、工事請負費の合計、9,935万4,000円の減になっております。

1枚めくりまして22ページです。中ほどになります。1項、6目、企画事業費のうちで、右のページにいけますが、23ページ中ほど、土地取得特別会計繰出金、2,192万円増、宅地開発特別会計繰出金、2,400万円増。

1枚めくって24ページです。木葉駅前活性化推進事業のうち、下のほうで木葉駅前活性化施設指定管理委託料、631万円の減になります。右のページ、25ページ下のほう、ふるさと納税事業のうち、1枚めくりまして26ページの上のほうをお願いします。委託料その他のふるさと納税委託料、3,356万4,000円の減です。ふるさと納税基金積立金、2億2,066万円の増です。その下、木葉駅構内エレベーター設置事業の建設事業補助金、玉東町鉄道駅バリアフリー化設備整備事業費補助金、1億1,372万6,000円の減です。中ほどになります。電算管理費の下のほうで、委託料その他の玉東町新庁舎電話機器等更新業務委託料、768万4,000円の増です。電算事務委託料の強化サーバー機器更新事業委託料2,145万円の減となっております。

右のページで27ページです。上のほうになります。情報機器移設及びネットワーク構築業務委託料、1,688万5,000円の増になります。かんたん窓口システム導入業務委託料、701万8,000円増、第5次L G W A Nサーバー更新業務委託料、715万円増、中ほど、庁用器具費の情報系パソコン60台、1,276万円の増になります。

飛びまして33ページです。33ページですね、中ほどの3款、民生費になります。

1枚めくって34ページをお願いします。中ほどで住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の事業費総額、1,096万3,000円の増となっております。次の事業で住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金事業の事業費総額で、4,280万7,000円の減になります。次の事業で、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業、事業費総額で980万8,000円の減になります。

右のページ35ページです。次の事業になりますが、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金事業、事業費総額で4,509万円増になります。

1枚めくって36ページです。下のほう、自立支援医療・更正医療・育成医療給付事業のうち、委託料その他自立支援医療診療報酬委託料、692万7,000円増、右のページ、37ページです。介護給付費訓練等給付費事業のうち負担金その他で、障害福祉サービス費等、障がい者、494万8,000円の増です。償還金合計で880万9,000円の増になります。

1枚めくって38ページです。中ほど、児童福祉費です。

1枚めくりまして40ページになります。中ほど、児童福祉費事業のうち扶助費の補助、児童手当、1,414万円の増です。

二つ先の事業で、子ども・子育て支援事業のうち委託料になりますが、右のページ、41ページをお願いします。上のほうです。児童育成支援拠点事業運営業務委託料、1,367万1,000円の増です。その下負担金その他、子ども・子育て支援教育・保育給付費、1,490万1,000円の増になります。中ほどの下で、こども家庭センター事業が新規事業となりまして、事業費の合計で2,253万8,000円の増になります。

1枚めくって42ページです。中ほどになります。4款、衛生費の主な要因です。

右のページ43ページになります。予防総務費事業のうち、会計年度任用職員報酬、422万7,000円の減、報償費、新型コロナワクチン集団接種謝礼金、347万2,000円の減です。委託料のその他、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種委託料、557万9,000円の増になります。

1枚めくりまして44ページです。一番下になります。

環境衛生費のうち、右のページになりますが、45ページ、中ほど、建設事業補助金、高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金、450万8,000円の減です。

2枚めくりまして48ページをお願いします。上のほうです。交流センター運営費事業、事業費合計で1,397万3,000円の増。

右のページ、49ページになります。中ほどで、保健センター運営費事業のうち一番下、玉東町保健センター書庫新設工事、913万円減になります。

1枚めくりまして50ページ上のほうです。塵芥処理費事業のうち中ほどになりますが、一部事務組合負担金、有明広域行政事務組合負担金、650万4,000円の減になります。中ほど下で6款、農林水産業費の主な要因になります。

1枚めくりまして52ページ、中ほどになります。補助金、町単独で、玉東町肥料農薬価格高騰対策事業費、602万8,000円の増です。続きまして、玉東町農業機械等整備事業補助金、991万1,000円の増になります。

1枚めくりまして54ページです。中ほど下、土地改良単独事業のうち工事請負費、二俣北原農道整備工事1期、461万1,000円の減です。二俣北原農道改良工事2期、2,184万7,000円の増になります。

次のページ、55ページになります。下のほう、7款、商工費の主な要因になります。

商工業振興事業のうち、1枚めくりまして56ページ、上のほうになります。補助金、町単独、玉東町原油価格物価高騰対応運送事業者経営支援金、105万円の増になります。中ほど、観光施設整備事業のうち委託料のその他で、玉東町観光パンフレット作成業務委託料が299万2,000円の減となっております。その下のほう、8款、土木費の主な要因になります。まず第1項、土木管理費、合計が325万1,000円の減になります。

右のページ57ページ、下のほう2項の道路橋梁費合計が1,032万8,000円の減になります。

2枚めくりまして60ページ、中ほど3項の河川費の合計が130万2,000円の減になります。その

下4項の都市計画費の合計が3,870万1,000円の増になります。その下5項、住宅管理費の合計は937万9,000円の減になります。

1枚めくって62ページ、中ほど上、9款、消防費の主な要因です。非常備消防事業のうち一部事務組合負担金、有明広域行政事務組合負担金消防費、419万円の増になります。

右のページ63ページ、中ほど、防災管理事業のうち一番下、玉東町防災情報伝達システム移設工事繰越明許費になります。2,310万円の増。

1枚めくって64ページ、上のほう10款、教育費の主な要因になります。

3枚めくって70ページをお願いします。70ページ、中ほど下、学校施設整備費、山北小学校事業のうち工事請負費、山北小学校外壁改修工事、4,399万円の増になります。山北小学校LED改修工事繰越明許費、2,480万5,000円の増です。

右のページ、71ページです。上のほうが、学校施設整備費、木葉小事業のうち、木葉小学校体育館屋根改修工事、2,904万円の減になります。木葉小学校特別教室空調設置工事、1,221万円の減になります。木葉小学校LED改修工事繰越明許費になります。2,788万1,000円の増です。

1枚めくって72ページです。中ほど下になります。学校整備費事業のうち体育館空調新設工事、6,380万円増、プール濾過器改修工事、1,126万4,000円増、プールサイド改修工事、1,239万2,000円増、LED改修工事繰越明許費、2,606万4,000円の増。

1枚めくって74ページ、上のほうです。公民館費事業のうち、右のページ75ページになります。中ほど上、工事請負費、玉東町中央公民館改修工事、1,518万円の減になります。

2枚めくって78ページです。上のほうです。11款、災害復旧費の主な要因です。1項、農林水産施設災害復旧費、1,104万9,000円の減です。

右のページ79ページ、上のほう、2項、公共土木施設災害復旧費、1,967万1,000円の減です。

1枚めくっていただいて80ページ、歳出合計になります。本年度決算額60億8,435万6,000円、比較の4億9,979万円の増になります。

右のページ81ページになります。

次に、令和6年度②国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

1枚めくって82ページをお願いします。国民健康保険特別会計の歳入です。中ほど4款、県支出金の主な要因です。1項、1目、保険給付費交付金、1,091万8,000円の増です。

右のページ、83ページ、歳入合計、本年度決算額7億5,795万7,000円、比較の1,194万6,000円増です。

1枚めくっていただきまして84ページです。国民健康保険特別会計の歳出です。

右のページ85ページです。中ほど2款、保険給付費の主な要因です。1項、療養諸費、359万4,000円減、2項、高額療養費、732万3,000円増。

1枚めくって87ページです。上のほう、3款、国民健康保険事業費納付金の主な要因です。1項、医療給付費分、1,088万8,000円増、2項、介護給付費分、246万8,000円の減です。

歳出合計、本年度決算額7億722万6,000円、比較の1,245万8,000円の増になります。

1枚めくって89ページです。

○議長（松尾純久君） 説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時07分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明をよろしく願いいたします。

会計管理者、大城戸雅昭君。

○会計管理者（大城戸雅昭君） 続けて御説明をいたします。

89ページからいきたいと思います。令和6年度③木葉財産区特別会計決算の概要について説明いたします。

1枚めくって90ページをお願いします。木葉財産区特別会計の歳入です。歳入合計、本年度決算額846万円、比較の20万6,000円減です。

右のページ、91ページ、木葉財産区特別会計の歳出です。歳出合計、本年度決算額674万5,000円、比較、83万3,000円減です。

1枚めくっていただきまして93ページです。次に、令和6年度④介護保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして94ページをお願いします。介護保険特別会計の歳入です。1款、保険料、777万円増、2款、使用料及び手数料、増減なし、3款、国庫支出金、1,242万7,000円増、4款、支払基金交付金、1,141万円増、5款、県支出金、605万1,000円増。

右のページです。95ページです。6款、財産収入、増減なし、7款、繰入金、585万5,000円増、8款、諸収入、78万6,000円減、9款、繰越金、2,865万1,000円減、歳入合計、本年度決算額7億9,535万7,000円、比較の1,407万6,000円の増です。

1枚めくっていただきまして、介護保険特別会計の歳出です。

右のページ、97ページ中ほど、2款、保険給付費、3,441万9,000円の増。

1枚めくって98ページです。下のほうになります。5款、地域支援事業費、532万9,000円増。

2枚めくっていただきまして102ページ、中ほどになります。6款、基金積立金、1,999万9,000円の減です。その下、8款、諸支出金、417万円減、一番下、歳出合計、本年度決算額7億7,034万6,000円、比較の1,685万9,000円の増です。

右のページです。103ページ、令和6年度⑤土地取得特別会計決算の概要について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして104ページをお願いします。土地取得特別会計に関しましてはご覧のとおりになります。歳入合計、本年度決算額2,192万円、比較の2,192万円の増です。歳出合計、本年度決算額2,192万円、比較の2,192万円の増になります。

右のページ、105ページ、令和6年度⑥宅地開発特別会計決算の概要について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして106ページです。宅開発特別会計に関しましてはご覧のとおりにな

っております。歳入合計、本年度決算額2,981万6,000円、比較の1,522万6,000円の増です。歳入合計、本年度決算額901万2,000円、比較の397万8,000円の減になります。

右のページ107ページです。令和6年度⑦後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして108ページをお願いします。後期高齢者医療特別会計の歳入にしましてはご覧のとおりになります。歳入合計、本年度決算額1億583万7,000円、比較271万7,000円の増になります。

右のページ109ページになります。後期高齢者医療特別会計の歳出になります。1款、総務費、570万4,000円減、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1,256万6,000円増、3款、保健事業費、407万9,000円減。

1枚めくっていただきまして110ページ、4款、諸支出金、6万6,000円減、歳出合計、本年度決算額1億583万7,000円、比較の271万7,000円増です。

右のページ、111ページをお願いします。111ページから会計別決算の推移(1)から112ページ(2)までが、各会計の3か年の決算推移となっております。

113ページをお願いします。113ページの令和6年度、5年度一般会計款別決算額比較表(1)から116ページの(4)までが、歳入から歳出まで科目ごとの比較表となっております。

続きまして、117ページをお願いします。117ページは、歳出内訳及び財源内訳の表で、性質別・目的別経費の財源充当状況が分かります。時間の都合で説明は省略いたします。

118ページをお願いします。118ページは地方債現在高の状況です。時間の都合で説明は省略いたします。

119ページになります。119ページは、地方債現在高の借入先別の利率の内訳になっています。

以上で決算概要説明書の御説明は以上となります。

最後に財産に関する調書になりますので、御用意をお願いします。

まず、表紙から1枚めくっていただきまして1ページです。公有財産の土地及び建物総括表です。

1枚めくっていただきまして2ページになります。行政財産の土地及び建物の表です。2ページの行政財産その他の施設につきまして、土地建物の増減がございます。まず、土地243.55平米の増額がございます。本庁舎敷きになりますが、詳細は15ページ、本庁舎敷きで御確認をください。続きまして、建物、木造746.47平米の減と非木造2,701.83平米の増があります。木造746.47平米の減は、旧役場庁舎の取り壊しによるものです。非木造2,701.83平米の増は、旧役場庁舎周辺部分の建物の取り壊しと新庁舎建設によるものです。詳細は20ページの役場庁舎の中にあります。また、その他の施設の木造8.37平米の減は、半高山の公衆便所取り壊しによるものです。詳細は24ページの公衆便所の中にあります。

次のページ、3ページをお願いします。普通財産の土地及び建物の表です。土地のうち宅地が198.77平米減、198.77平米の減は、宅地用地、二俣分譲地1号地の売却によるものです。詳細は25ページ宅地の中にあります。雑種地が536平米減、536平米の減は、役場職員駐車場敷きを売却

処理したものになります。詳細は29ページの雑種地の中にあります。

1枚めくっていただきまして4ページです。(2)有価証券の増減はございません。

次のページ、5ページ(3)出資による件につきまして、熊本さわやか長寿財団出捐金が1万5,094円の減となり、残高は31万2,906円です。それ以外の増減はありません。

1枚めくっていただきまして、6ページ、6ページから11ページまでは50万円以上の使用物品になります。詳細については説明を省略します。

3枚めくっていただきまして、12ページ、3、債権については変更はありません。

次のページ、13ページ、4、基金でございます。一番下の行、基金総計です。前年度末現在高33億5,575万577円、期中増10億94万2,648円、期中減11億2,741万2,268円、決算年度末現在高32億2,928万957円です。

1枚めくっていただきまして、14ページです。参考資料の変更はございません。

次のページ、15ページ、15ページから30ページは土地建物の内訳一覧です。令和6年度の移動分は、先ほど2ページと3ページのところで御説明しましたので、御説明を省略いたします。

以上をもちまして、認定第1号から第8号、令和6年度決算についてすべての説明を終わります。

長時間に渡りまして御協力ありがとうございました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 8議案について提案理由の説明が終わりましたので、ここで代表監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員、北島義文。

○代表監査委員（北島義文君） 監査委員の北島です。それでは、令和6年度玉東町決算審査意見書を報告させていただきます。

資料を開いていただいて、2ページをご覧ください。令和6年度玉東町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び簡易水道事業会計決算審査意見書。

1、審査の対象、令和6年度玉東町一般会計歳入歳出決算ほか下記のとおりでございます。

2、審査の期間、3、審査の方法については記述のとおりでございます。

4、審査の結果、一般会計及び各特別会計等の決算は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係諸帳簿及び証憑、書類といずれも符合し、正確であると認められた各決算の内容及び予算の執行状況についても、全般的に適當妥當であると認められたが、その審査概要、意見については後述のとおりである。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計総括としまして、令和6年度一般会計の歳入歳出決算額は下記のとおりでございます。下記の表のとおり、歳入歳出差額から翌年度繰り越すべき財源7,665万7,000円を控除した実質収支額は、3億5,408万3,000円、単年度収支で2,468万6,000円でそれぞれ黒字であった。財政調整のための基金取崩し額2億2,000万円等を加味した実質単年度収支では、1億9,530万円の赤字となっているが、歳計剰余金処分により2億円の積み戻しをされており、財政的には健全に運営がなされていると判断する。

次に、4ページから5ページにかけましては、歳入歳出それぞれの増減理由等を記述しております。

6ページをご覧ください。6ページになります。中段あたりに所見とあります。所見、一般会計の財政規模は60億を上回り、昨年度対比4億9,970万2,000円の増となった。令和4年度から始まった新庁舎建設事業が令和6年度で終了したが、事業費ベースとしては、令和6年度単年では約7億8,000万円で、昨年度より若干の減となっている。

増加の主な要因としては、顕著な伸びをみせたふるさと納税に係る基金の積立金や、老朽化に伴う学校施設整備費の増によるものである。町の財政に大きな影響力を持つふるさと納税寄附金については、対前年度比120%、約11億4,000万円、令和4年度に次ぐ寄附額となっている。寄附額から返礼品等の経費を差し引いた残りを基金に積み立て、様々な事業に充当しているが、今後の制度改正如何では減収の可能性もあることから、過度に依存しないよう注視していただきたい。

また、経常収支比率については、92.7となり、昨年度を上回る若干の悪化となった。原因としては、人事院勧告による会計年度任用職員の勤勉手当支給など、人件費の伸びが顕著となっている。さらなる弾力性のある財政を目指し、一層の自主財源の確保に努めていただきたい。

令和6年度の決算に係る財政健全化比率について報告します。

令和6年度の決算に係る財政健全化比率については、下記の表から判断すれば、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額はなく、また、実質公債費比率及び将来負担比率においても健全化基準を大きく下回っており、問題ないと判断する。

続きまして、7ページから8ページにかけましては、款別の歳出の分析を行っております。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、9ページから18ページまでは、特別会計及び事業会計に係る報告になります。すべての会計において正確に表示され、適正に運営がなされていることを報告します。

続きまして、19ページになります。地方債現在高の状況です。表の下に※印があります。そこを見ていただきたいと思います。令和6年度においては、中学校体育館空調新設工事及び教育施設等の長寿命化事業など、教育債1億8,220万円、道路整備事業債事業など土木債で9,680万円、災害対策本部等設置施設整備事業など消防債で3,090万円、全体としては3億1,499万6,000円の起債発行額であり、前年比8,649万2,000円の増となった。また、償還額についても前年比664万9,000円の増であるが、財政健全化判断比率等を考慮しても特に問題はないと判断します。

続きまして、20ページから22ページまでは財産に関するものです。会計管理者からの説明と重複するところもありますので、説明を省略いたします。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 監査委員には大変ありがとうございました。

これから認定第1号「令和6年度玉東町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一般会計でおっしゃいましたが、質問したいのは財産に関する調書なんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、財産に関する調書、8ページの真ん中へん、町民生活課の一番下の物置2棟、説明欄に企業版ふるさと納税寄附68万と載っていますが、金額は寄附された方の言い値か、それとも何らかの形で査定をするのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 7番、林議員の質問にお答えいたします。

こちら資源物回収場での倉庫の物置2棟になりますが、カタログ数値の価格でございます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 物品、庁用備品として記載するのは50万円以上とあるが、物置3体、1棟は34万円になるが、複数合計金額で計上するんですか。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 7番、林議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、1棟では34万ですけど、セットの形で計上したほうがいいというところで、2個セットで計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それでは、例えばテーブル、何台か買うて、今回庁舎のテーブルとかね、あれは椅子だけで50万円、合計で50万超えたら載せるということですか。

○議長（松尾純久君） 会計管理者、大城戸雅昭君。

○会計管理者（大城戸雅昭君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

椅子とかですね、机とかは単体として載せますので、例えば50個ありまして50万超えたとしても1体1万円として考えますので、50万円には満たないということでこの表には載ってまいりません。今回のですね、物置に関しましては、二つをセットと考えまして、あえて（2棟）ということで載せさせていただいておりますので、この形で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 物体がくっついているということですかね。並んでいるということね。はい、分かりました。

それではですね、企業版とあるので確認したい別のところがありますが、令和6年9月議会の一般会計補正予算のところでこういう説明があったと思うんですけど、ふるさと納税400万円のうち資源ごみ収集ボックスのもので350万、現金で50万と答えられましたが、その350万円の資源ごみ収集ボックスはどこに記載されているのか。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

当初350万円での予算計上ではございましたが、業者との話し合いのもと、この記載のとおりこの2棟を企業版ふるさと納税で寄附をしていただいたという結果になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） だとすれば現金が332万だったということですか。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） お答えします。350万からこの68万円ぐらいの寄附が落とされたというところでございます。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） 400万の1口の企業版寄附金の中で、当初は350万のものと現金の50万と言っていましたね、この400万は動いてないわけでしょう。合計幾らになるかね。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 350万が68万になったというところでございます。現金は現金でまたいただいて、設置工事あたりに使わせていただいております。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） 50万は50万、と68万のものということね。

（はい。）

それでは、そのときに400万のときに計上されていたのがですね、役務費88万円で、企業版ふるさと納税手数料として役務費88万、これは何ですかという質問の中で、肥後銀行の斡旋料という答えをいただきました。400万に88万、2割以上たいて。その前の肥後銀行の寄附の手数料のときは1割ちょっとだったんだけど、この400万という時点では88万は2割以上の手数料だったんですね。じゃあこの88万も減ったということですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

企業版ふるさと納税の場合ですね、仲介業者によって手数料が変わってきます。肥後銀行についてはですね、大体10%です。今回これは物置の場合はJTBが仲介に入っていて、JTBの場合は手数料が20%になります。なので当初400万だったので、それに20%掛けるの消費税で88万だったかな、そういうような見積もりとなります。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） それでは50万と68万の118万円の手数料になったわけですね、2割ぐらいの。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 今回はですね、結果的に68万相当の物置がいただきましたので、その68万円に20を掛けた、20%掛けるの消費税か、14万どしこだったかな、が一応手数料として支払っているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） それでは、一般会計の1年間の流れをずっと9月議会からあと見たんで

すけれども、役務費として、紹介分の役務としてその減額された金額が見つからなかったんですけど、いつ減額されているのか。

○議長（松尾純久君）　しばらく休憩します。よく調べてください。

休憩　午前11時38分

再開　午前11時49分

○議長（松尾純久君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君）　すみません、大変申し訳ありませんでした。

7番、林議員の御質問にお答えします。

まずですね、ちょっと私自身も今、混乱しているのでちょっと整理させていただきたいと思います。まず、企業版ふるさと納税に係る手数料として、当初予算で55万円組んでおりました。それから林議員が御指摘があったようにですね、9月議会の補正予算（第5号）においてですね、400万相当の物置の寄附があるということで、9月議会、第5号の補正予算の中で、手数料を88万円追加補正したところです。

昨年度の結果としましては、こちらの決算書の52ページをお開きいただきたいんですけど、その中に決算額が載っております。決算書、こちらの認定第1号のこちらの冊子を見ていただけますか。52ページ目です。52ページのちょっとやや下めですよ、手数料の中に企業版ふるさと納税コンサルタント手数料18万2,600円とあります。これは昨年度の手数料の実績となります。内訳としましては、まず先ほどから話題にあがっている回収ボックスの分ですよ、回収ボックスの分として14万9,600円、それから通常の、通常といいますか、3社からですね、寄附が10万円ずつあっています。その分については手数料が10%かかっていますので、その分が3万3,000円というような内訳になります。合わせまして、昨年度は手数料として18万2,600円支払っております。不用額についてはですね、落とさなかった大きな要因としましては、ふるさと納税の寄附の時期というのが、結局年度末まである可能性があったものですから、予算現額についてはですね、そのまま不用額として落とさず、そのまま残しておいたというようになります。

以上です。

○議長（松尾純久君）　7番、林和廣君。

○7番（林　和廣君）　1年間ですね、どの議会でマイナスになったのか、計上してあったのかを知りたいんですけど。9月議会で計上して、いつ、どの議会で、臨時議会も間に入っていますが、どの補正予算で補正してあるのかを知りたい。

○議長（松尾純久君）　企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君）　9月議会ですね、先ほど88万追加して、結果的にはですね、減額補正はしておりません。

（なぜ。）

というのも結局寄附が3月末までであるという可能性もあったので、その際にはまた手数料も発生する可能性もあったので、結果的にですね、減額補正することなく昨年度は経過したというような御理解でお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 88万計上して90何万、100何万でいって増えたなら分かるんですよ。ところが88万と計上して18万2,600円減ってるじゃないですか。だからその差額はどこで補正されていますかて聞いているんです。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 御指摘のとおりですね、その物置に関してですね、結果88万の見積もりから結果15万弱ぐらいだったもので、そのあとのですね、6号補正以降で減額することも考えられたかもしれませんが、結果的にはですね、先ほどいったように、またそれ以降に大きな寄附があるかもしれないということを鑑みて、結果的にはですね、減額しなかったというようなことになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 3月の年度末の2週間前に議会が開かれますよね、定例議会が、そしてその2週間のあいだで専決処分されるときにしておく必要はありませんか。その年度で切る必要はありませんか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 確かにですね、林議員おっしゃるように、昨年度は確か専決で1回補正をさせていただいたと思います。その際にですね、することも十分考えられましたので、今後はですね、そういった状況下であればですね、減額補正すべきときにはですね、するような対応をとりたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今の玉東議会というのは、非常に説明も担当者の方は丁寧なんですけれども、例えば、款、項、目、節とありますよね、目、節の場合は同じ課の分野であれば流用ができるじゃないですか。だから、そういうふうに役務費はほかのにまわしたかなあというあれはあったんですよ。それでもないということですか。どっかに行っているわけですね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

今回ほかの節とかには流用はしておらずですね、そのまま役務費にそのまま残っていたというようなところですよ。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一生懸命答えてくれるからね、そのうち詳しく説明をいただくかどうか分からないけど、私が聞こうとしていることは分かります？やっぱりこの分にお金を、例えば子どもが親から2万円ちょうだい、参考書を買うからて言うじゃないですか、参考書を買うてきた

ねて聞くじゃないですか、普通はね、いや筆箱ば買うてきたとかね、マジックの良かつば買うてきとかていう、やっぱりそのへんを、我々は町のお金を皆さんに取りあえず預けて、その執行をしてもらっているからね、何に使ったかというのはやっぱり知りたいんです。そのために町民の方は、私を議員に、ギリギリだったけどまわしたんだろうと思うんですよね。だから私たちの務めというのは、皆さんに、今回は60億ぐらいの金を預けているからね、やっぱりこの金は議員さん、これに使いましたよという、そのために親切にこれから先やってもらいたいなと思います。取りあえずはこれでこの質問は終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 決算概要説明書をお願いします。

この中の①の一般の11ページをお願いします。

私も林議員と似たような質問になりますけど、私が17款の3目のふるさと納税寄附金、企業版ふるさと納税寄附金、ここの本年度が40万、前年度が450万となっていますけど、昨年は多分熊本市東区の企業から企業版ふるさと納税で寄附があったと思うんですけど、今年はないわけですか。

質問以上ですけど。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

狩野議員がおっしゃるようになりますね、令和5年度の450万円はですね、熊本のある企業の方がされた寄附です。その方が6年度はなかったかというような御質問ですか。

（そうです。）

6年度においてはですね、その企業産のほうからはですね、寄附の申し出はなかったというところですよ。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 去年の決算にはその企業から寄附額が載っていましたが、じゃあ今年はその企業の方は、もう玉東町には企業版ふるさと納税の寄附はもうないわけですね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

結果的にですね、5年度は確か2回に分けてれたんですよ、6年度はちょっと結果見送られたんですけども、いろいろお話をさせていただく中ではですね、今後も玉東町のことはしっかり注視しながら応援していくということをおっしゃっているので、ひょっとしたら今年度以降もしかしたらあるかもしれないと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 昨年町長のほうからですね、熊本市の企業の方が寄附をいただいたとい

うことで、町の広報誌にも感謝状を持っていかれたということで、その後町長、その企業の方とは寄附の件でお話しはされていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますが、寄附ですから催促はなかなか難しい。寄附をしてくれて催促してしますか。

（しますね。）

そうですか、じゃあ寄附してください。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私も熊本地震のときはですね、熊本城復興のために100万円寄附しました。熊本市のほうにですね。寄附される方はあちらこちらいますので、せっかく今まで寄附を熊本市の業者の方も玉東町にされていまして、町長からお声をもう一回かけて、寄附を玉東町にしてもらうようお願いしときます。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

ここでしばらく休憩します。午後は1時より開会します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから認定第2号「令和6年度玉東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第3号「令和6年度玉東町木葉財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第4号「令和6年度玉東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第5号「令和6年度玉東町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第6号「令和6年度玉東町宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第7号「令和6年度玉東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、原案のとおり認定されました。

これから認定第8号「令和6年度玉東町簡易水道事業会計決算認定について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

日程第9 休会の件

○議長（松尾純久君） 日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月18日は議案調査のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、9月18日は休会することに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明後日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後1時06分